

平成30年12月7日

人 事 院 事 務 総 長

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正について（通知）

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職—328）」の一部を下記のとおり改正したので、平成31年1月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第3 勤務時間法第6条第3項の規定に基づく勤務時間の割振り並びに同条第4項の規定に基づく週休	第3 勤務時間法第6条第3項の規定に基づく勤務時間の割振り並びに同条第4項の規定に基づく週休

日及び勤務時間の割振りの基準等
関係

1～5 (略)

6 規則第3条第4項(規則第4条の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の「人事院の定める場合」は、次に掲げる場合とし、規則第3条第4項の規定により同項に規定する基準によらないことができるのは、当該場合の区分に応じ、それぞれ、(1)の規定により始業若しくは終業の時刻を設定し、(2)の規定により休憩時間を延長し、又は(3)の規定により休憩時間を置き、若しくは延長するために必要と認められる範囲内に限る。この場合において、各省各庁の長は、(3)の申出について確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に照会するなどその内容について確認するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 規則第4条の5の2に規定

日及び勤務時間の割振りの基準等
関係

1～5 (同左)

6 規則第3条第4項(規則第4条の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の「人事院の定める場合」は、次に掲げる場合とし、規則第3条第4項の規定により同項に規定する基準によらないことができるのは、当該場合の区分に応じ、それぞれ(1)に規定する始業若しくは終業の時刻の設定又は(2)に規定する休憩時間の延長に必要と認められる範囲内に限る。

(1)・(2) (同左)

(新設)

する職員が、第6の第3項若しくは第6項の規定によりコアタイム等の始まる時刻から終わる時刻までの間に休憩時間を置く必要がある場合又は休憩に必要な時間を確保するために規則第7条第1項若しくは第2項（同条第3項において準用する場合を含む。第6の第3項及び第6項において同じ。）の規定による休憩時間を延長する必要がある場合（当該休憩時間の延長について当該職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合に限る。）

7～15 （略）

16 職員は、規則第4条の4第1項の規定による申告に当たっては、次に定めるところにより、状況届を提出するものとする。

- (1) 状況届は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

7～15 （同左）

16 職員は、規則第4条の4第1項の規定による申告に当たっては、次に定めるところにより、状況申出書を提出するものとする。

- (1) 状況申出書は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

ア～ウ (略)

エ 規則第4条の5の2に規定する職員の状況

- (2) 状況届を作成する際の参考例を示せば、別紙第1の2のとおりである。

17～20 (略)

2.1 規則第4条の5の2の「勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者」であることについては、職員の申出により、健康管理医が、当該職員を診断した医師の意見書その他の必要な情報に基づき判断するものとする。

2.2 規則第4条の6第2項の状況変更届については、次に定めるところによる。

- (1) 状況変更届は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

ア (略)

イ 規則第4条の5第3項各号に掲げる職員又は規則第4条の5の2に規定する職員に該当しないこととなっ

ア～ウ (同左)

(新設)

- (2) 状況申出書を作成する際の参考例を示せば、別紙第1の2のとおりである。

17～20 (同左)

(新設)

2.1 規則第4条の6第2項の状況変更届については、次に定めるところによる。

- (1) 状況変更届は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

ア (同左)

イ 規則第4条の5第3項各号に掲げる職員に該当しないこととなった事由及びその発生日

た事由及びその発生日

(2) (略)

23・24 (略)

25 各省各庁の長は、第23項
(2)の時間帯の開始を午前8時より後に設定し、又は当該時間帯の終了を午後8時より前に設定する場合には、当該時間帯及び当該開始の時刻又は当該終了の時刻とする理由について人事院に報告するものとする。当該時間帯によらないこととした場合においても、同様とする。

第6 休憩時間関係

1・2 (略)

3 各省各庁の長は、規則第7条第4項の規定に基づき、同条第1項若しくは第2項の規定により休憩時間を正午から午後1時までの時間帯に置くことにより当該時間帯における業務を処理するために必要な要員の確保ができない場合又は規則第4条の5の2に規定する職員から、当該時間帯以外の正規の勤務時間

(2) (同左)

22・23 (同左)

24 各省各庁の長は、第22項
(2)の時間帯の開始を午前8時より後に設定し、又は当該時間帯の終了を午後8時より前に設定する場合には、当該時間帯及び当該開始の時刻又は当該終了の時刻とする理由について人事院に報告するものとする。当該時間帯によらないこととした場合においても、同様とする。

第6 休憩時間関係

1・2 (同左)

3 各省各庁の長は、規則第7条第4項の規定に基づき、同条第1項又は第2項の規定により休憩時間を正午から午後1時までの時間帯に置くことにより、当該時間帯における業務を処理するために必要な要員の確保ができない場合には、これらの規定にかかわらず、これらの規定による休憩時間を分割し、次の表

の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯にも休憩時間を置くことについて申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合には、規則第7条第1項又は第2項の規定による休憩時間を分割し、次の表の上欄に掲げるこれらの規定による休憩時間の区分に応じて、正午から午後1時までの時間帯に同表の中欄に掲げる休憩時間を置き、かつ、当該時間帯以外の正規の勤務時間の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯に同表の下欄に掲げる休憩時間を置くことができる。この場合において、当該時間帯に、連続する正規の勤務時間が4時間30分を超えないようにしなければならない。

規則第7条第1項又は第2項による休憩時間	(略)	(略)	(略)
正午から	(略)	(略)	(略)

の上欄に掲げるこれらの規定による休憩時間の区分に応じて、当該時間帯に同表の中欄に掲げる休憩時間を置き、かつ、当該時間帯以外の正規の勤務時間の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯に同表の下欄に掲げる休憩時間を置くことができる。この場合において、当該時間帯に、連続する正規の勤務時間が4時間30分を超えないようにしなければならない。

(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)

午後1時 までの時 間帯に置 く休憩時 間			
上記以外 の時間帯 に置く休 憩時間	(略)	(略)	(略)

4 各省各庁の長は、規則第7条第4項の規定に基づき、勤務時間法第6条第2項の規定により割り振られた勤務時間が7時間45分である場合において、規則第7条第1項第2号の休憩時間を置くだけでは次に掲げる場合に該当することとなるときは、それぞれ次に定める範囲内において、当該休憩時間を延長することができる。この場合においては、始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 規則第4条の5の2に規定する職員の休憩に必要と認め

)))
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)

4 (同左)

(1)・(2) (同左)

(新設)

られる時間を確保できない場合（当該休憩時間の延長について当該職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合に限る。） 休憩に必要と認められる時間を超えない範囲内

5 各省各庁の長は、規則第7条第4項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、同条第1項第2号の休憩時間を、当該休憩時間が60分とされている場合にあつては45分又は30分、45分とされている場合にあつては30分に短縮することができる。

(1)～(5) (略)

(6) 始業の時刻から終業の時刻までの時間の短縮が規則第4条の5の2に規定する職員に必要と認められる場合

6 各省各庁の長は、規則第7条第4項の規定に基づき、規則第4条の5の2に規定する職員か

5 (同左)

(1)～(5) (同左)

(新設)

(新設)

ら申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合には、第3項又は規則第7条第1項若しくは第2項の規定により正午から午後1時までの時間帯に置く休憩時間に加え、当該時間帯以外の正規の勤務時間の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯に30分又は15分の休憩時間を置くことができる。
この場合において、勤務時間法第6条第2項の規定により勤務時間を割り振られた職員の始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定するものとする。

7 各省各庁の長は、第3項、第4項(2)若しくは(3)、第5項又は前項の申出について確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に照会するなどその内容について確認するものとする。

6 各省各庁の長は、第4項(2)又は前項の申出について確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に照会するなどその内容について確認するものとする。

別紙第1の2及び別紙第1の3を次のように改める。

状況届

(年 月 日提出)

所 属
氏 名

次のとおり勤務時間法第6条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りに係る

- 子の養育の状況
要介護者の介護の状況
職員の状況
- を申し出ます。

1 申出に係る子の養育の状況

- (1) 氏名 _____
(職員との同居又は別居の別 同居 別居)
(続柄等： _____)
- (2) 子の生年月日 _____ 年 月 日生 (出産予定日)
- (3) 養子縁組の効力が生じた日 _____ 年 月 日

2 申出に係る要介護者の介護の状況

- (1) 氏名 _____
(職員との同居又は別居の別 同居 別居)
(続柄等： _____)
- (2) 要介護者の状態及び具体的な介護の内容

3 職員の状況

- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者等
(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第37条第2項に規定する対象障害者)
- 勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として規則10-4(職員の保健及び安全保持)第9条第1項に規定する健康管理医が認めるもの

注1 子を養育するために申し出る場合、申出に係る子の氏名、申出者との続柄等(申出に係る子が勤務時間法第6条第4項第1号において子に含まれるものとされる者である場合にあっては、その事実)及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付する(写しても可)。なお、申出に係る子が申出の際に出生していない場合には、「1(2)子の生年月日」に「出産予定日」を記入し、「出産予定日」のにレ印を記入する。

2 「2(2)要介護者の状態及び具体的な介護の内容」は、要介護者の介護の状況について申し出る場合に、職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況及び介護の内容が明らかになるように、具体的に記入する。

3 「3 職員の状況」は、規則第4条の5の2に規定する職員が状況を申し出る場合に、該当するにレ印を記入する。

状況変更届

(年 月 日提出)

所 属
氏 名

次のとおり勤務時間法第6条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りに係る

- 子の養育の状況
要介護者の介護の状況
職員の状況

）について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

注 「1 届出の事由」には、勤務時間法第6条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りに係る状況の変更についてその内容が明らかになるように、具体的に記入する。

以 上